



市民懇話会で検討をすすめています

9月2日に第11回自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、「地域自治」に関する検討を行いました。今号ではその検討内容と検討の土台としている全体構成の素案についてお知らせします。

名寄市の自治基本条例

懇話会の検討状況と今後の検討内容

「地域自治」の考え方

まちづくりに最も大事なことを「基本理念」として、まちづくりの主体は市民であること(住民自治)、と名寄市は自立する団体であること(団体自治)を二つの柱としていましたが、第11回懇話会では、小さな地域単位でのまちづくりの積み上げが市全体のまちづくりにつながるという観点から「地域自治」の考え方を基本理念に盛り込もうと議論し、次回も継続して検討することとしています。

検討状況と今後の検討内容

これまで市民懇話会では、「前文(案)」をもとにした全体構成を素案(別図)として「条例の位置づけ」「ことばの定義」「まちづくりの基本理念・基本原則」について検討しており、それぞれ整合を図りながら議論を深めてきました。今後は地域自治に関する内容の整理と基本理念・基本原則を具体化する役割や仕組みについて検討を進めます。

1. 前文
2. 基本理念
 - ・まちづくりの主体は市民
 - ・名寄市の自治、自立
3. 定義
4. まちづくりの基本原則
 - ・市民参加
 - ・情報共有
 - ・連携、協力
5. 基本原則に基づく連携、協力のあり方と行政運営の原則
 - ・役割と責務(市民、議会、市)
 - ・行政運営の基本
6. 基本原則に基づくまちづくりの推進
 - ・市民参加
 - ・情報共有
 - ・連携、協力
7. 条例の位置づけ(最高規範)・見直し

市民懇話会での検討状況は「広報なよろ」でお知らせしているほか、会議録(要旨)などは市のホームページ(窓口案内から探す 総務部 地域振興課情報提供 地域振興課情報サイト)でご覧になれます。また、懇話会の傍聴もできますので開催日程など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎01654 2111(内線3313) ☒ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp

始まります!地上デジタル放送

2011年の地上デジタルテレビ放送(地デジ)への完全移行を前に、市内において、NHK・民放(TVHを除く4社)が年内の地デジ放送開始を予定しています。

地デジを見るためには

地デジ放送を見るためには、UHFアンテナ(設置されている場合は、通常そのまま使用できます)、地デジ対応のテレビやチューナーが必要となり、マンション、アパートなど、共同アンテナにより受信している場合は、地デジ対応かどうか確認が必要です。

また、大きな建物などの影響による電波障害のため、共同受信施設によりテレビをご覧の方は、共同受信施設の改修も必要になるため、地デジ放送が開始されても視聴することができません。

なお、施設の影響による電波障害のため、共同受信施設によりテレビを視聴されている方がおられますが、平成21年度以降に必要な調査、施設の改修を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。



不用なテレビは適正な処理を

この機会にテレビの買い替えを予定している方もいると思いますが、不用なテレビは家電小売店などに相談のうえ、適正な処理をしてください。不法投棄は家電リサイクル法で処罰されます。

悪質商法にご注意を

地デジ移行に便乗した詐欺や悪質商法が多発しています。行政機関の名をかたった架空請求や頼んでいない工事費用の請求など、さまざまな手口による被害が報告されています。少しでも怪しいと感じたら、消費者相談窓口、警察などにご相談ください。



- 相談窓口
- ・名寄市消費者センター ☎01654②3575
 - ・名寄市消費者協会 ☎01654③5630
 - ・風連消費者協会 ☎01655③2818
 - ・市役所生活環境課生活安全係 ☎01654③2111 内線3126
 - 警察
 - ・名寄警察署 ☎01654②0110
 - ・旭川方面本部警察相談センター ☎#9110(相談専用)